

大阪地裁が初の判断

「過労死」企業名の開示命令

大阪地裁はこのほど、従業員が過労死した企業名について、「開示しない」と決定した大阪労働局の処分を取り消す判決を下した。過労死の労災認定をめぐり企業名の開示を命じた判決は初めて。

この事件は、「全国過労死を考える家族の会」代表の寺西笑子さんが平成21年、大阪労働局に対し、同14、20年度の間に労災補償給付を行った企業名、支給決定日の開示を求めたところ、労働局は、「個人情報の特定期間が経過した」として支給決定日および職種、疾患名の一部の情報は開示したものの、企業名は不開示とした。

労働局は裁判で、「企業名が開示されれば、企業の社会的評価が低下する」と主張。これに対し裁判所は、「取引先の信用を失ったり、就職を敬遠されたりする恐れは可能性に過ぎず、企業名を公表したとしても一般人が他の情報と照合して企業名から特定の個人を識別するのは不可能」と判断。企業名は情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）に規定する不開示情報に当たらないとして、労働局の決定を違法と結論付けた。

情報公開法は、行政機関の活動に関する国民への説明義務を、行政の側が保有する情報の公開によって果すことを目的に、行政文書の開示義務を定めている（1条）。

しかし、氏名や生年月日などで特定の個人を識別できるもの、あるいは公表することによって個人の権利や利益を害する恐れがあるもの、法人または個人の権利や地位を害する恐れがあるもの、国の安全が害される恐れがあるものなどは「不開示情報」として開示義務から除外されている（5条）。

寺西さんの夫は飲食店の店長だったが、平成8年に49歳で自殺。死後、過労死の認定を受けた。寺西さんは判決後の会見で、「企業名が公表されることで、本気で企業が過労死の防止を考える流れを作りたい」と語った。

情報公開法に違反

全法連アンケート 景況感再び後退

全国法人会総連合（大橋光夫会長）が会員を対象に毎月実施している景況感に関するアンケートで、東日本大震災直後の低迷からいったん7月に回復傾向を示した企業の景況感が、8、9月に入ってから再び後退したことが明らかになった。

アンケートを始めた4、5月の時点では「悪い」という回答は全体の50%を超えていたが、その後は減少

だが、その後は40%台でゆるやかに推移。7月には「良い」がアンケート開始以来はじめて1割を超え回復に向かったが、8、9月では一転し、「良い」が減り「悪い」が増加し、全体的に後退する結果となった。

また「悪い」と回答した理由に「震災影響」を挙げた割合が4月の時点で60%を超えていたが、その後は減少

震災で甚大な被害を受けた東北地方では、毎月景況感の回復傾向を上回っていたが、3カ月後の景況予測を問う項目については全国平均を下回った。アンケート実施時点よりも将来的な震災不況を懸念する被災地の人々の実態が浮き彫りになっている。

「金融円滑化法」利用後の倒産 10月は過去最多

中小企業に対する金融機関の貸し渋り・貸し剥がしを抑制するために制定された「中小企業金融円滑化法」を利用した倒産件数（23件）の約6倍にまで膨れ上がっている。10月の倒産企業を業種別にみると「製造業」の10件が最も多く、次いで「建設業」の7件が続く。倒産原因別では「業績不振」が全体の8割に上り、制度を利用しながらも業績を回復できないまま倒産していく企業の多さが目立つ結果となった。

金融円滑化法は2009年12月の施行から2年が経過し、この間30万社前後の企業がこの法律を利用したとみられている。しかし返済猶予期間中に業績改善が進まず、運転資金の不足から倒産するケースが後を絶たず増加しているという。震災や円高の影響で制度開始後よりも経済状況が悪化していることを踏まえ、今後の倒産件数について同社は「年末にかけてさらなる増加が見込まれる」との見解を示している。

思いがけない事故、監督責任……厚労省 ストレスの評価基準を策定

精神障害による労災請求が急増

厚生労働省の審議会「精神障害の労災認定の基準に関する専門家委員会」（座長 岡崎祐士 東京都立松沢病院院長）は、「業務によるストレス強度」について具体的な評価基準を策定した。職場でのストレスに起因する「うつ」など精神障害による労災請求が急増していることを受けて、労災認定の審査の迅速化が狙いだ。

検査によると、精神障害の労災認定請求件数は平成10年度に42件だったものが、22年度は

1182件に増加。このため、審査手続きの効率化が求められているが、業務と精神障害の発症との関連性を調べるための審査期間は1件当たり平均8・6カ月を要しているのが現状となっている。

今回、検討会がまとめた評価基準では「事故や災害の体験」「仕事の失敗、過重な責任の発生等」「仕事の量・質」といった「仕事のストレスを感じる程度、本人の経験などから評価するが、強くなることはまれ」などとしている。

例えば、「会社で起きた事故、事件について責任を問われた」というケースでは、「軽微な事故、事件の責任を問われたが、特段の事後対応はなかった」という場合のストレス強度は弱。「重大な事故、事件だが、その責任（監督責任）を問われ、立場や職責を大きく上回る事後対応（減給、降格など）を行った」場合のストレス強度は強とされている。

また、「上司が不在になることにより、その代行を任せられた」というケースでは、「その責任の程度、本人の経験などから評価するが、強くなることはまれ」などとしている。

中小企業のリスク管理は社長さんの健康管理から始まります!

社長の健康管理室

健康管理士一般指導員 安井 毅

中小企業は社長さんが支えている。だから万が一、社長さんが倒れてしまったら、ほかに会社を支えられる人は存在しない。つまり、中小企業にとって最大のリスク管理は「社長さんの健康状態を管理しておくこと」にほかならない。社長さん自身も、定期的な健康診断や人間ドックの必要性は理解しているはずだ。それなのに、従業員には「健診に行け」という社長さんほど、いざ自分自身のこととなると、なかなか時間を取らなれない。中小企業にとって、社長さんの健康管理がどれほど重要なことなのか、健康管理士一般指導員の安井毅氏に寄稿してもらった。【編集部】

2010年は年間に約120万人の方が亡くなり、そのうち90%以上の方が何らかの病気が起因して亡くなった。

中小企業においては、経営判断のみならず営業や管理など幅広いシーンで社長の果たしている役割が大きく、社長が出張などで数日いないだけでも社内の業務がスムーズにいかなくなるという話を耳にすることがある。万が一、この120万人の中に社長が含まれてしまった場合、会社や事業そのものの存続の問題に発展する可能性もあるだろう。

病気による死因で一番多いのは、「がん(悪性新生物)」で29.5%。次いで「心臓病(心疾患)」15.8%、「脳卒中(脳血管疾患)」10.3%、「肺炎」9.9%と続く。特に、「がん」「心臓病」「脳卒中」の3つは、合計すると全体の55%以上になり、一般的に3大疾病と言われている。

3大疾病の中でも「がん」を死因とする数は、他よりも圧倒的に多く、現在、日本人が生涯において「がん」と診断されるリスクは2人に1人と言われている(国立がん研究センターがん対策情報センターホームページ「最新がん統計・累積罹患リスク」)。

そもそも「がん」はどのような病気かというと、細胞の核にある遺伝子(DNA)が傷ついて起こる病気である。しかし、遺伝子といっても親から子に遺

伝する、ということではない。人間にはおよそ60兆個の細胞がある。その細胞は、元は1つの受精卵であり、細胞が分裂することによってさまざまな臓器を形成し、身体を構成していく。遺伝子が傷ついた「がん細胞」は、細胞の分裂が止まらず無秩序に増殖する。そして、正常な細胞の数倍ものエネルギーを消費し、正常細胞が必要とするエネルギーを奪い取る。

「がん」は、ウイルスなどに感染して起こる感染症とは異なり、ある日突然かかるのではなく、多くは、長い年月をかけて成長し、ある程度成長した段階から急速に成長し、やがて死に至らしめる。

「がん」は、治療法が日進月歩であり、例外はあるものの適切な時期に見つけ、治療を行なうことで克服できる病気になりつつある。また、一部の子宮頸がんのように予防接種で防げるがんもある。とはいえ、完全に予防することも根絶することもできるものではない。適切な時期にみつけるためには、定期的な専門的な検査、または総合的な検査(人間ドック)を受診し、身体状況を確認しておくことが非常に重要である。

天災を含めあらゆる事業リスクがある中、ぜひ2012年を経営者のリスクマネジメントのための健康管理元年として、行動に移していただきたいと願っている。

セクハラについてもストレス度は弱。胸や腰などへの身体接触、身体接触はないが性的な発言を受けたケースで継続性がな